

第4回東京都動物保護管理審議会会議録

1 日 時

平成11年3月29日（月曜日） 開会 午前10時 閉会 正午

2 場 所

都庁第一本庁舎 7階 大会議室

3 出席委員（敬称略）

会田 保彦	財団法人日本動物愛護協会理事・事務局長
尾上 多喜雄	(社)日本愛玩動物協会理事長
加藤 一郎	東京都環境保全推進委員会委員
加藤 由子	作家
後藤 満	八王子市助役
柴内 裕子	開業獣医師
鈴木 貫太郎	都議会議員（都議会公明党）
関 哲夫（会長）	弁護士・日本大学教授
田中 智子	都議会議員（日本共産党東京都議会議員団）
辻 弘一	(社)東京都獣医師会副会長
長沢 容子	(社)東京都小学校PTA協議会副会長
藤井 多嘉史	(社)東京都動物保護管理協会常任理事
町田 好男	文京区助役
森 裕司（副会長）	東京大学教授
矢口 サキ子	東京都生活協同組合連合会常任組織委員
山口 千津子	(社)日本動物福祉協会獣医師調査員
山口 安夫	総理府動物保護管理専門員

4 議 事

1 答申について

- (1) 猫の適正飼育推進策について
- (2) 動物取扱業者の指導育成策について

2 提言について

動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直しについて

3 その他

事務局

お待たせいたしました。ただいまより東京都動物保護管理審議会を開会いたします。

本日は、委員の皆様には、大変お忙しいところを御出席いただき、まことにありがとうございます。

知事におかれましては、この部屋に午前 11 時ころ入室の予定でございます。

それでは、会議に先立ちまして、定数の確認をいたします。

本審議会は、条例施行規則第 17 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席によって成立することとなっております。

本審議会の委員数は 20 名、現在の出席者は 16 名で、定足数に達しておりますので、御報告いたします。

事務局

それでは、ここで、審議に先立ちまして、衛生局長よりごあいさつ申し上げます。

局長

おはようございます。

委員の皆様には、大変お忙しい中を、早朝から御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

第 4 回東京都動物保護管理審議会の開会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

前回の審議会では、それぞれ専門のお立場から、活発に御審議をいただき、深くお礼を申し上げる次第でございます。

昨年 7 月の諮問以来、本審議会の動向は、マスコミ等にも多く取り上げられまして、答申の方向については、多くの方々から御質問や御意見が事務局に寄せられております。これは、東京を、人にとっても、動物にとっても住みやすい都市とすることへの、都民の方々の大きな期待のあらわれかと考えております。委員の皆様には、その期待を受け、今日まで熱心な御討議を続けていただきまして、改めて感謝を申し上げます。

さて、本日は、答申案につきまして、いま一度御確認をいただいたうえで、知事あてに答申をしていただく予定でございます。

また、この諮問事項に関しましては、会議を持つのは今回で最後になるかと思えます。このため、諮問事項のほかにも、都の動物行政についての御意見などがあれば、本日この場でお聞かせをいただきたいと思えます。

どうぞよろしく願いをいたします。

事務局

それでは、以降の議事進行につきまして、会長にお願いいたします。

よろしく願いいたします。

会長

おはようございます。本日は、年度末で大変お忙しい中、委員の皆様方には、御参集をくださいまして、まことにありがとうございます。

それでは、これから審議会を開始したいと思います。まず、事務局から、本日の配布資料について御説明をお願いします。

事務局

お手元には、厚い答申案の冊子で綴じたものが1冊お配りしてあると思います。そのほかに、4点ほど普及啓発の資料もあわせて提出させていただいております。

まず、その厚い答申案の方で御説明をさせていただきます。

まず、答申を開いていただきますと、答申書の案がございます。

その裏面には、この答申案の冊子の「構成」が記載してあります。内容といたしましては、「猫の適正飼育推進策について（答申）」、それから「動物取扱業者の指導育成策について（答申）」、それから「動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直しについて（提言）」、そして、最後に「参考資料」と、こういう構成になっております。

右側の桃色の紙を1枚めくっていただきますと、まず、「猫の適正飼育推進策について（答申）目次」がございます。

その裏のページをごらんいただきますと、同じく、この答申案に係ります「関連資料」がございます。本文が15ページ、「関連資料」が約20ページという構成になっております。

続いて、紙を20枚ほどめくっていただきますと、次の桃色の紙がございます。こちらから、「動物取扱業者の指導育成策について（答申）」でございます。

1枚おめくりいただきますと、答申案の目次がございます。こちらにつきましても、1ページから15ページまでが本文となっております。その裏側をごらんください。同じく関連資料として16ページ以降41ページまでに「関連資料」を添付してございます。

次に、やはり20枚ほどめくっていただきますと、次の桃色の紙がございます。こちらが、「動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直しについて（提言）」の案でございます。

その桃色の紙を1枚めくっていただきますと、提言案が2ページにわたって記載されております。

その次に、やはり同じ桃色の紙がもう1枚出てまいります。そこから「参考資料」ということで、その紙をめくっていただきますと、参考資料の目次がございます。ここには、「諮問書」あるいは審議会委員の方々の名簿、それから、これまでの審議経過、そのほかに、答申に関連する各種法律・条例等の内容を収録させていただいております。

以上が、この答申案の冊子についての説明でございます。

なお、添付した4種類の普及啓発資材につきましては、これは最新のものをお付けさせていただいたということで、一つは、動物取扱業を営まれる方に対するお知らせ。それから、動物を飼い始めようとする方に対するお知らせ。それから、動物愛護読本ということで、これは小さなお子さんに、動物に対する接し方を勉強していただくためのワークブック形式になっているという、これもオリジナルの作品です。それから、4点目として、動物との接し方、適正な飼育の仕方を経験するための冊子でございます。

以上が、きょうの資料でございます。普及啓発資材につきましては、参考ということでお手元に置いていただければというふうに思っております。

以上でございます。

会長

どうもありがとうございました。

会長

本日の審議事項につきましては、お手元に既に配布してございます「審議会次第」のとおりでございますが、まず、第一に「答申について」、それは二つに分かれておりまして、一つは「猫の適正飼育推進策について」、2番目が「動物取扱業者の指導育成策について」、これが答申でございます。

それから、第2としまして「提言について」。「動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直しについて」。3は「その他」となっております。

本日の進行といたしましては、先日の審議会におきまして、原案のとおり答申するということになりました両答申案につきまして、それぞれ、本日、再度御確認をいただきまして、その後、正式に知事に対して答申することについてお諮りいたします。

続いて、その他、審議会として独自の立場で2種類、「提言」につきましても同様の手続を行うことにいたしたいと存じます。

それでは、まずはじめに、答申の方でございますが、「猫の適正飼育推進策について（答申）」、についてをお諮りいたします。

お手元に配布してあります答申案は、前回の審議会におきまして、委員の皆様方に御了承をいただいたものでございます。本答申は、案のとおり決定することについて、御異議はございませんか。

（「異議なし」との声あり）

会長

ありがとうございました。

それでは、「猫の適正飼育推進策について（答申）」は原案のとおりといたします。

続きまして、「動物取扱業者の指導育成策について（答申）」についてお諮りいたします。

この答申案も、前回の審議会におきまして、委員の皆様方に御了承をいただいたものでございます。

本答申は、この案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

会長

どうもありがとうございました。

それでは、「動物取扱業者の指導育成策について（答申）」は原案のとおりといたします。

次に、諮問事項以外の「動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直し（提言）」についてお諮りいたします。

この提言案も、前回の審議会において、委員の皆様方の御了承をいただいたもので

ございます。

本提言を案のとおり決定することについて御異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

会長

ありがとうございました。

それでは、「動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直し(提言)」は原案のとおりといたします。

それでは、この二つの答申と提言を知事にお渡しすることといたします。

これで、本日、知事あてにお渡しいたします答申等については、滞りなく決定することができました。

そこで、知事がおいでになります午前11時まで、多少時間が残っております。大変貴重な機会でもありますので、委員の皆様が、この会議の審議の過程で、いろいろ感じられたこと、それから、今回の答申あるいは提言以外に、今後の都の動物行政のあり方などについて御意見、御要望があれば、この機会に各委員からお話をいただければ、幸いと存じます。時間は、おおむね各委員の皆様方2分程度でお願いしたいと思います。

それでは、順番にお願いしたいと思います。

委員

ずっと作業にかかわってましたので、別にありませんけれども、今回、実態調査というのがベースになっているということで、大変な時間と労力をお割きになって、その調査をされたということに対しては敬意を表したいと思えますし、こういうことを今後とも地道に続けていかれるということをお願いしたいと思います。

会長

それでは、次の委員、お願いいたします。

委員

私、小委員の方でずっとお話をしてきたメンバーでございますけれども、今回の答申は、非常に短期間ではあったけれども、極めて中身のある答申であるというふうに考えております。

しかしながら、今後の動物行政全体のことを考えますと、もう少し積極的な人と動物のかかわり、共生、そして都民とのかかわりということで、もう少し積極的な方法を模索すべきであろうと、これは猫のいろいろな問題ということでこの答申案が構成されたわけですが、問題の処理ということよりも、むしろもう少し一歩踏み出した積極的な構想を打ち出す、そういった答申の委員会、あるいは答申の内容というものも今後必要であろうと。

具体的に一つ申しますと、ただいま湾岸の臨海地域は大変広大な空き地がございます。この空き地は、ただ無用の長物となっているわけですが、やはりあそこに緑の確保と、そして広大な土地における、コンクリートジャングルの中にいる都民の憩いの場というような形で、あそこにふれあい牧場のようなものをつくってはどうかというような考えは前から持っております。こういった積極的な、ふれあい牧場ができれば、千葉にマザー牧場というものがございますけれども、そういった内容になると思

うのですが、そこの中には、当然のことながら、人間のために尽くした盲導犬といったリタイアした動物ですね、そういった動物を収容して、またそこで、老人ホーム、老犬ホームですかね、そういった施設も必要であろう。また、そういったところから出るふん尿を堆肥として都民農場といったものも、教育目的で、これはモデル校などを選んで、小学校の生徒に、種を植え、芽が出て、収穫ができるような体験をさせたらどうか。あの広大な土地をこのままにしておくことはないという意味で、少し、ポジティブな提言といえますか、答申というものも今後は必要であろうと考える次第でございます。

会長

それでは、次の委員、お願いいたします。

委員

今回のこの答申は、「捨てない」「増やさない」そして「命を絶たない」ということを基本として話し合われたわけですがけれども、多くの小委員会の皆様初め、皆様の論議の中で、画期的な猫の適正飼育ということで答申がなされたのではないかと思います。皆様の御努力に対して心から敬意を表するものでございます。

ただ、最初からお話もさせていただいていたのですけれども、都立公園などへの捨て猫といえますか、飼い主のいない猫への対応の問題ですとか、あと、集合住宅、都営住宅などへの、やはり移られるときに捨てていかれる方もいるというような状態の中で、集合住宅でどう猫が飼われていくのかというような問題について、これから検討が必要なんじゃないかなということを考えております。

いずれにいたしましても、この東京都が、この答申をより実効性のあるものにこれからしていくということが求められるのではないかなというふうに考えております。

会長

それでは、次の委員、お願いいたします。

委員

小委員会の皆様方に心から御苦労さまでしたと申し上げさせていただきたいと思っております。

それと同時に、この種の、ここまでよく踏み込んだなということでもあります。まず隗（かい）より始めよという、東京がまずモデルをつくって、そして全国にこの問題が大きく波及をしていくのではないかなと、こう私は評価をしておりますので、本当に関係者の皆様方に心からねぎらいの言葉を申し上げておきたいと思っております。

会長

続いて、次の委員、お願いいたします。

委員

私は、この審議会に開業獣医師、臨床の現場の一人として参加をさせていただいたわけです。数分では足りないようなことを申し上げるかもしれませんが、現状を申し上げたいと思っておりますが、先週1週間で交通事故が3例ございました。私は、東京のビル街の中心に病院を設営しているのですけれども、それでも、放れた猫、放れた犬がそうした事故に遭遇しています。2例は即死に近い状況で、1例は路地ではねられた猫でございましたが、重傷を負っておるわけです。

こうしたことも一つの例でございますが、都心でありながら、ある墓地でプレー

リードッグ、それからフェレット、そしてウサギ、犬、猫は当然ですが、保護されており、近くの方、または警察のお巡りさんたちも、収容すると間もなくの命と、これを心配して私どもの病院にお連れになって何十年です。昨年の中にも、フェレットが2頭、プレーリードッグが1頭、その他、ウサギも今、盛んに愛好されているロップイヤーウサギまでが拾われてきています。プレーリードッグを保護する際には、受傷する者まで出ております。こんな状況が、都心でも比較的緑の深い恵まれた地域であるからかもしれませんが、こうした野性に近い状況になりつつあるあるような動物たちがたくさんいるわけですね。

こうした動物たちを保護しましても、ことに猫の場合は、以前でございますと、保護してから上部気道感染症等を治療いたしますと、新たなもらい手をお願いができたのですが、最近は大変に困ったことに、ウイルス性疾患を感染している猫たちが大変多くなりました。そのことによって、子猫を拾いまして、新たな飼い主をお願いするまでに、大変な日にちと大変な努力が要ります。多くの一般の方々御協力いただいて、こうした動物たちの新たな飼い主を探すための努力はしておりますけれども、特に猫の免疫不全ウイルス等で感染した猫等は、なかなか新しい飼い主を見つけることができません。そうした環境にあります。

今回のこの答申の案をまとめます間に、たくさんの御意見が出て、これだけのものでできたわけですが、立場を変えますと、いろいろな問題が起こってきます。前回3月12日の委員会の後に、再度、私、海外へ回ることがありまして、新たにまた、日本での動物の保護ということは、大変に立ち後れていると、こう思いました。なぜかと申しますと、今、東京都はこうして行政が多大なエネルギーを費やして、こうした会議を開いておりますけれど、動物の保護ということになりますと、またはシェルターといったような形で言いますと、海外では民間が大きな力を発揮して、このことに当たっております。この違いはどこだろうかと、ヨーロッパもアメリカもそのとおりで、先進諸国では、民間が寄附行為によって立派なシェルターをつくって、そして、ただいまでは、アメリカでもヨーロッパの主な国でも、収容した犬の85%が新しい飼い主にお渡しできる状況にあるんですね。猫も65%ぐらい。本当にどなたにもお願いできない動物のみは処分をしないで済むということも起こってはおりますけれども、これだけのたくさんの動物たちが新たな飼い主のところに行けるようになっていくという努力は大変なことだと、こう思っています。そういう意味でも、動物たちに対する、心を寄せたり、寄附行為をしたりという土壌が全く違っていると、こう思います。

本当に、何万ヘクタールという大きな土地に、何千頭という動物たちを収容しているウィーンの世界最大と思われるような施設でも、ほとんどすべてが寄附なんです。これは、日本の税制との違いもあることが大きく影響していることは確かですが、子供のころから、動物たちには地球上の仲間として心をはせる教育が十分されているからだと思います。小学校教育の中で、きちっと動物と正しく触れ合ったり、心を寄せてあげること、温かい目で見ること、そして、どのように大切にしている仲間であるかということ、きちっと教育の中に網羅されているんですね。日本では、子供の教育の中に、学校教育の中に、身近なコンパニオンアニマルとの触れ合い方、それから事故を起こさない方法、そしてどんなに働いてくれている相手かということ

を教える機会が全然ありません。やはりそういうことを東京都の中で、縦割りではなくて、今回のこの内容をぜひ教育の場にも大きく活用していただきたいと、こう思います。

そしてまた、先ほども出ましたけれども、集合住宅の問題ですけれど、アメリカなどでは、各州に動物を飼いたいという65歳以上の高齢者がいれば、公営の住宅はそれを拒否してはならないということもあります。それほど、高齢者ほど動物とのかかわり合いは高くなってきています。そういう部分を、これを生かして、集合住宅の中でこそ、白い壁の中だからこそ、動物と一緒に暮らせるような環境づくりを率先して、公的な環境でぜひ進めていただきたいと、こう思います。

そのようなことも、これはやはり、教育に基本がすべてであると思います。私たち獣医師も、大いに学校教育の場で、お手伝いをしたいと、こう願っているわけです。やはり、ただ、こちらが一方的にお手伝いしたいと言っても、お受け入れいただけるところばかりではありませんので、私ども獣医師が、そういう願いを持っていることを、ぜひ教育の場に携わる方々への横のリレーションを図っていただいて、事故のなく、心優しい子供たちがたくさん育つように努力をしていきたいと、こう思います。

それからまた、日本ではどうしても動物たちのことだけに一生懸命力を費やすと、動物のためにそのようなことまでという方々たちも出てきます。そういう場面でも、身近に暮らしているコンパニオンアニマルは、本当にもう、人間との長い生活の中で、帰る自然を失ってしまっている動物で、私たちの社会の中に引き入れられてしまって帰るところのない動物ですから、こうした動物たちは社会の一員として、本当に人間の社会の一員としての医療や教育や処遇をきちっと確立させていくことが、私たち人間のにとってあげるべき方法と、こう思っております。そのような意味でも、この答申が大きく生きていただけるようにしたいと、こう願っております。そのようなことを踏まえまして、私、現場の状況としてお伝え申し上げたいと思います。

また、高齢者が、この2年間に3名、動物とともに暮らしていた方が、人間の方が亡くなって動物だけが残った例がありました。これもとても大変な問題だと思えます。高齢者の方は、生きがい、または健康の維持、心の寄せどころという意味で動物と暮らしているわけですが、高齢者が入居なさるとき、また病院に入るときのことを心配して、ともに暮らすことができないために、寂しい生涯を暮らしている方もいます。さりとて、そういう方に動物をお持たせすると、先ほど申し上げているように、動物を残して突然亡くなるようなことまで起こっています。そのレスキューに私どもは走り寄って、動物の保護をしたりするお手伝いをしたりしているわけですが、そういうことも踏まえまして、できれば、動物民生委員のようなものを、将来、都心だからこそ確立して、動物たちを、あと5年、お年寄りと一緒に暮らしていただけるような教育をしてお渡しして、そして、散歩ができないとか、目が遠くなって衛生管理ができないお年寄りのために、身近な、こうした民生委員のような役を受けてくださる方たちが、お年寄りのおうちに犬の散歩を手伝いましょうかといったように、朝晩顔を出して、動物の安全を見ると同時に、お年寄りの健全であるかどうかを見てあ

げられるようなことができればすばらしいのではないかと、こんなことを願っております。

長い時間、ありがとうございました。

会長

それでは、次の委員、お願いいたします。

委員

ペットを取り巻く状況というのは、私たち人間の暮らしが変化するに伴って、どんどん変わっていくものだと思うのですが、今の状況ですと、そのスピードも、もっと速くなっていくんだと思います。

そうしますと、法律とか、条例みたいな制度をつくっても、それがそのときの状況に合わなくなるという状況が多々起きてくるのではないかと思います。そういったためのために、こういった制度といったものを、もっと見直しですとか、対応というものが、もう少し臨機応変にできるような、もっとスムーズに何かできるような方法というのを今後考えていただけたらありがたいと思います。

会長

それでは、次の委員、お願いいたします。

委員

私、動物のことは余り詳しくない立場ながら、都民の代表ということで、市民の立場から今回諮問された事項について、いろいろ意見を述べさせていただきました。果たして市民の立場として、意見が十分に今回の答申に反映されているかどうかということについて自信はないのですが、私なりに申し上げるべきことは、肝心なところは申し上げたと思っております。幸い、小委員会の座長さんを初め、それぞれ御専門の立場から、いろいろ御意見を出していただいて、拝聴して、非常に私自身の勉強になりました。

このような動物への対応を、人間の生活環境という立場から、改めて私なりの分野で生かしたいなと思っております。

今回、立派な答申が作成されたわけですがけれども、非常にお取りまとめがきれいにできておまして、感心しました。ただ、これが行政面で、今後どのように生かされていくのかということ、非常に激動の世の中ですから、若干ながら心配をしております。できるならば、これが本当に力を得て、実際に行政面で大きな成果を上げていただくように、それを切に祈っております。ありがとうございました。

会長

それでは、次の委員、お願いいたします。

委員

私、この審議会の期間中に、本当にすばらしい見識の持ち主でいらっしゃる同時に、高度で専門的な委員の方々と一緒に勉強できましたことは、非常にうれしく、またすばらしい機会を与えていただいたというふうに感謝しています。

ただ、このしばらく前に、ある会で横浜の猫の話をちょっと聞きまして、そこでまた、改めて感じさせていただいたのですが、やっぱり中心になって横浜の猫のために奔走されていた方々、大変長い時間をかけて、もうたゆまざる努力をなさっているということを知りましてね、本当に感銘したのですが、その方々の話の中で、やっぱり好きな人間だけが集まって議論してもだめなんだと、やっぱり周りの人の理解をあ

くまでも得つつ、そしてこの協力を求めていく。問題は、やっぱり許し合いの気持ちを育てることが大事なんだという話をされましたことを聞きまして、大変に貴重な意見だと思ひまして、参考にさせていただきたいと思ひました。

同時に、磯子区の行政の方のお話では、やっぱり継続的なサポートが必要になると。それを参考にしてみますと、この答申も、すばらしい御意見の結晶だと思うのですが、これからの審議には、さらに、これをいかに、いわゆる後退することなく、限りなく前進してもらうようお願いをしたいと思います。

とかく、担当者がかかりますと、今までの話がつい後退するという傾向がなきにしもあらずだと思いますので、限りなく前向きにひとつ発展をさせていただきたいと、そのようなサポートをしていただきたいということをお願いしたいと思います。

会長

次の委員、お願いいたします。

委員

動物愛護も国際的な機運が高まってまいりまして、特に、人と動物のかかわりというのは、その国の文化のバロメーターとさえ言われていると思ひます。そういう中で、私どもが審議をしてきました二つの答申そのものも、まさしく国際都市東京の文化づくりの一環であると認識しております。

内容につきましては、必ずしも 100 % の都民の承認は得られていないかもしれせん。しかし、サイレントマジョリティーの理解は得られているのではないかと確信しております。そして、これらの答申の結果が、一にかかって命の尊さをかん養し、次代を担う青少年の健全な育成につながればありがたいと思ひますし、さらには、全国自治体の範となるように願っております。

会長

引き続きまして、次の委員、お願いします。

委員

このたびの答申は、都民生活、さらには区民生活に直接、密接にかかわる、大変時宜を得た答申であり、大変有意義なもの、このように思っております。

とりわけ、動物保護相談員の活用についても貴重な提言がなされているわけございまして、私どもといたしましても、「人と動物が共生する潤いのある街づくり」、こういうことにこのたびの答申を生かすという意味で、東京都と十分連携をとりながら、今後の動物行政の指針となりたく、このように考えております。

会長

続いて、次の委員、お願いいたします。

委員

私は、仕事の関係上、全審議会に出席ができませんでしたが、皆さんの話を聞きまして、行政の立場というものを、その責任を感じておりますけれども、具体的にお話し申し上げますと、私どもの市では、川や山や野原がたくさんありまして、そこに大勢の人たちが散歩に来ます。犬を連れて、猫を抱いて来ますけれども、私もよく見ているんですが、どうも、審議会などでもお話がありましたとおり、基本的に飼い主の責任があるということは、これはもう現実にその場にいますとよくわかるわけです。私、一番特色的に感じておりますのは、昔は、子供さんが犬を連れて散歩をしている姿がたくさんあったのですが、今はほとんどないという。先ほど、お話があ

りましたように、動物に関する子供たちへの教育というものは、今されていないのではないかといいことをよく感じるわけです。

それから、いろいろな問題が起きると、子ども、直接的に苦情を申し入れられて、行政は何をやっているんだと、そういうふうに言われますけれども、現実的には行政でやれる部分というのはほんの少しでして、法律の規制だとか、法律を適用させるとかいうことはできますけれども、それ以外のことは、行政でやれる部分は非常に少ないということが市民の方たちにわかってもらえないということは、非常に行政としてつらいところです。

ただ、民間団体、あるいは皆様おやりになっていることを行政がどうサポートしていくのか、あるいはどういう機会をつくれるかということは、行政としてやっていかなきゃならないことですが、当審議会でいろいろお話があった点につきましても、我々もどこまでできるのかという不安、それから、どうやればいいのかという、その意気込みみたいなもの、それも感じておりますけれども、十分審議会の御意向、あるいは委員さんのお話を具体的に行政の中でどう生かしていけるかということが必要であろうというふうに私は思っています。

大変貴重な御意見、あるいは審議の内容を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

会長

次の委員、お願いします。

委員

今回の審議会で、私もいろいろ議論の中で勉強をさせていただきました、いい経験をさせていただきました。皆さんの意見の集大成が、本日、このように審議会答申ということで出ているわけですが、これをもって、これから、東京都の方が実際にどのように都民の方々とやっていくかということですので、先の御意見のように、後退することなく、これをさらにさらに、私たちがここで挙げた意見が、こんなまだまだ物足りないというほどに、行政側で積極的に推進していただけたらありがたいと思います。

その中に、先ほど御発言の中にも、プレーリードッグとかフェレットが既に都内の墓地で発見されているように、エキゾチックアニマルの飼育ということが今大変問題になっておりますので、登録制をとということで、ここでは皆様の意見として答申しているんですけれども、それをされるときにも、今、特定動物は許可が必要なわけですが、それでも許可なしに飼っていらっしゃる方がいっぱいいらっしゃるということで、どうすればそれを防ぐことができるか、本当に飼える能力のある人のみ、飼える施設を持っている人のみということにすることができるか、さらに細かい施策を考えていただけたらと思います。

それから、捨てられる動物のことですが、都内にたくさんあります、都営住宅での動物飼育、現在は禁止といいますが、飼ってはいけないという管理規約になっておりますけれども、実際には飼われている方が10%以上いらっしゃると思うんですね。そうしますと、飼ってはいけないとなりますと、指導も大変しにくい。それよりも、表に出してということで、東京都の方で、衛生局の方で、せっかく基準をつくってくださっているんですけれども、住宅局との話し合いはまだそんなに進めてはいらっしゃらないようで、ぜひお願いしたことは、住宅局との話し合いを進めていただ

いて、都営住宅でも、基準を満たした飼い方であれば、皆さん飼えるように、ぜひ話し合いを今後とも進めていただければと思います。

先ほど御提案のあった動物民生委員、これは私どもの日常活動でも、最近はこのように欲しいなと思うぐらい状況は増えてきているんですけども、私どもの提言の中に、動物保護相談員というものがありますけれども、この相談員を活用するということも考えていただければと思います。ありがとうございました。

会長

次の委員、お願いします。

委員

私は、この審議会の委員になる少し前に、近所の子供が公園で拾った猫を、親に飼っていただけないから、おばちゃんに飼ってちょうだいということで、たまたま飼う機会を持った者として、自分の猫の飼い方、どうやって飼ったらいいのかということもあわせ持ちまして、非常に勉強をさせていただきました。

それから、友人の中で、やっぱり飼い主のいない猫のボランティアで餌をあげたりとかいうことをやっている人もおりましたので、そんなことも含めながら、都民の立場でいろいろな意見も出させていただきました。

そして、もう一つ、たまたま委員をやっているということで、近くの方からいろいろなことを言われまして、先ほど他の委員もおっしゃってございましたけれども、都営住宅といいますか、都の公共住宅でも、猫、犬の飼育について、ぜひ踏み込んで考えていただきたいと思います。これから、人と動物との共生というふうに考えましたときに、このことを避けては通れないんじゃないかなと思いました。それで、私のところに、審議会の委員をやっているのね、というふうに言ってくられた方が、都営の公園で猫が捨てられる原因の一つに、東京都の都営住宅の中での飼育が禁止されていることも大きな原因であるというようなこともおっしゃってございました。お話をいろいろ伺いながら、なるほどなと思ったこともありますので、ぜひ、積極的に住宅局とかいろいろなところと御検討をなさって、明るく、見通しがあるような方向で進んでいただけたらというふうに思っております。

それから、都民の一人として、私、ここに参加しているいろいろなパンフレットとか、いろいろな動物についての東京都の政策とかいろいろなこともお聞きすることができましたけれども、一般都民としては、なかなかそういう機会がないような気がいたします。犬のように登録するということがあれば、また別でしょうけれども、ぜひ、猫の場合、なかなかそういうふうにならないのかなというふうに思ったりしておりますので、そういうチャンスを見つけながら、ぜひ、先ほどおっしゃったように、学校なり、あるいはどこかの自治会なりというようなところで、正しい飼い方みたいな広報をぜひやっていただけたらというふうに考えています。

この答申が、そんな形で、いろいろな方たちのところで生きてくるようになっておりまして、私も関心を持って猫を飼っていきたいと思っております。

会長

次の委員、お願いいたします。

委員

私の場合、質問になりますが、よろしゅうございますか。

会長

はい。

委員

この、いわゆる動物取扱業ですね、ここに6項目ございます。動物の「売買」、動物の「保管」、動物の「美容又は装飾」、動物の「貸出し」、動物の「訓練又は調教」、それともう1項目ございますが、私がお尋ねしたいのは、動物の「訓練又は調教」という項目であります。調教といえば、大体、馬の調教というようなことで、もちろん意味もわかります。それで、私が質問したいのは、この訓練なのですが、現在、動物の訓練ということでは、いろいろな訓練があると思いますが、主として犬の訓練、この中に犬のしつけというのが最近非常に重要視されております。犬のしつけと訓練とどう違うのか、このところをどのように分けていらっしゃるのか、これをお尋ねしたいと思うのです。

私の意見としましては、現状では、訓練というのは、例えばわかりやすく申しますと、昔の軍用犬の訓練とか、警察犬の訓練、現在では成田で税関の麻薬探知犬等がございます。そういった、特殊な使役目的のために訓練をされる、それが訓練だと。もちろん、家庭犬の訓練も、よりよい家庭犬をつくるための訓練ということですから、家庭犬を訓練する人も、もちろんこれは訓練と名付けられると思います。しかし、現在のところは、そういった使役犬種よりも、今は一般の使役犬種ではなくて、いわゆる愛がん犬とか家庭犬、こういった犬が非常に増えているんですね。そして、実際にそういった特殊目的を持った犬の訓練をするというよりも、一般の家庭犬としての訓練というよりもしつけ、これが非常に今重要になってきて、訓練士という専門の職業であるべき人が、実際にやっているのは、これは家庭犬の訓練がほとんどなんです。

これが、地方へ行きますと、例えば訓練士というのは警察犬の訓練、こういうことで、現在、御承知の方もいらっしゃると思いますが、警察犬には2種類ある。例えば、警視庁の場合は、これは警察の直轄犬で、警視庁が予算を出して警察犬訓練所を持ち、警察犬の訓練に当たるものは現職の警察官。ところが、地方へ行きますと、東京も昔はやはり嘱託制度をとっておりましたけれども、一般の民間の訓練士が一般の愛犬家の犬を訓練して、年に1度、県警本部が施行する警察犬の嘱託犬の採用試験に合格すれば警察犬と、こういうふうになったわけですね。ですから、現在、東京都内においては、ほとんどが民間の愛犬家の犬を訓練している。これは家庭犬なので、家庭犬の訓練士と言えますけれども、一方では、訓練ではなく、しつけを専門としていて、まあこういうふうに言っている。ところが、実際は訓練士がやる仕事と同じ仕事なんです。そして、現に、いわゆる動物を取り扱う業種に入ると思うんですね。だから、その問題は、将来どういうふうにお考えになっていらっしゃるのかね。

あるいは、現在のところはそれについてのトラブ的なものは余りないとは思いますが、将来の問題として、しつけの指導者といいますか、これを専門にやっているような人たちの扱いをどういうふうにするのか、こういうことも将来の問題として考えておく必要があるのではなかろうかと、こういうふうを考えます。

会長

どうでしょうか。今の御質問に対して、事務局は説明に時間がかかるようでしたら、あとお二人、御発言の方がいらっしゃいますので、終わってからにしたいと思います。簡単に御説明できますか。

事務局

今の御質問のお話ですが、しつけと訓練の違いということだと思のですが、現在の条例で届出対象としております訓練又は調教というのは、これは一定の施設を設けて営業行為としてやるものを指しております。したがって、実際にしつけなり訓練なりを行う方がどのような資格を持っている方かということとはまた別問題で、動物が一定の施設に集まることによる周囲への影響というようなものを、これを主としてとらえているのが現在の条例の規定でございます。

これについては、今回、答申をいただきましたので、今後、新たな制度について具体的に考えていく必要があるというふうに考えております。

会長

よろしゅうございますか。

委員

はい。

会長

それでは、次の委員、お願いします。

委員

この審議会に参加させていただきまして、お勉強をさせていただきましたことを感謝申し上げます。

私は、これからも子供たちと一緒に、猫や、あと公園やまちの動物だとか、学校の動物などを見守り続けていきたいと思えます。

それと、予算の関係もございましょうが、このワークブックですね、新1年生に配布していただければ、これから大変子供たちのためにもよろしいかと思えますので、できましたらお願いしたいと思えます。

会長

それでは、次の委員、お願いします。

委員

もう私が感じていたこと、あるいはお願いしたいこと、もうほとんどの委員からおっしゃっていただきましたので、改めて特に申し上げることはございませんけれども、最近の新聞、テレビ等を見ますと、動物、特にペットを取り上げる機会といいですか、そういうものが多いと感じます。これは、「動物の保護及び管理に関する法律」ができてから、大体二十五六年経つわけですけれども、こういうふうに継続的にペットの問題が取り上げられているということは初めてじゃないかなというふうに感じます。

そういったことは、裏返せば、人間と動物の関係といいですか、そういうことに非常に関心が高まっている。あるいは、社会生活の中でペットの存在感というのが非常に高まってきた。こういうことが言えるだろうと思えます。そうしますと、こういったことで、一般の方々、飼っている人、飼っていない人を含めて一般の方々の関心が非常に高まっている、このときに、こういった先駆的な、猫の適正飼育、動物取扱業者の指導育成策、こういったことに取り組んだということは、大変チャンスと言ってもよかったのではないだろうかと、こういうふうに思えます。

そういったことで、この答申に盛り込まれたことは、ぜひ強力で推進していただきたいというのが、私ども関与した委員としての意見でございます。

また、今後の問題として、いろいろ御意見がございましたけれども、その中でも

特に動物の愛護思想の普及啓発、これがやはり基本になりますので、そういった民間団体との連携の中で、あるいはまた、関係局との連携協力を得ながら、強力に推進していただきたいと感じるわけでございます。

会長

どうもありがとうございました。

事務局

先ほど、委員から御指摘がありました、このワークブックの配布の件ですが、実はこれから配布をするということで予定をしております。配布の対象は、都内の公立、私立の全小学校、各クラスに2部ずつということで、今、3万8,000部を用意しております。

委員

ありがとうございました。

会長

よろしいでしょうか。

委員の皆様方から先ほど来、大変貴重な御意見をいただきまして、まことにありがとうございました。事務当局の方も、ひとつこの御意見を十分に踏まえて、今後、政策立案等もしていただきたいと思えます。

会長

ただいま、知事がお見えになりました。そこで、これから東京都動物保護管理審議会を代表いたしまして、私から青島知事あてに答申書をお渡ししたいと思います。青島知事、よろしく願いいたします。それでは、読み上げさせていただきます。

平成 11 年 3 月 29 日

東京都知事 青島 幸男 殿

東京都動物保護管理審議会会長 関 哲夫

猫の適正飼育推進策について
動物取扱業者の指導育成策について
(答申)

平成 10 年 7 月 15 日付 10 衛生獣第 501 号により、当審議会に対して諮問された標記の件について、別紙のとおり答申します。

なお、当審議会における審議の過程で交わされた意見のなかには、諮問事項に直接かわるものではありませんが、答申の内容を円滑に推進する上で重要な事項がありましたので、「動物保護相談員の活用と特定動物許可制度の見直しについて」として提言します。

(会長より青島知事に答申書を手渡す)

知事

ありがとうございます。

会長

委員の皆様方の御尽力によりまして、本日、青島知事あて答申をお渡しすることができました。ありがとうございました。

それでは、ここで、青島知事より、一言ごあいさつをいただきたいと存じます。よろしく願いいたします。

知事

皆様、おはようございます。知事の青島でございます。

ただいま会長から、確かに答申をちょうだいいたしました。委員の皆様方には、約8カ月にわたりまして、二つの諮問事項につきまして集中的にお知恵をお出しいただき、御審議いただいたと承っております。まことにありがたく心からお礼を申し上げる次第でございます。

さて、近年、生活の豊かさや都市化の進展などに伴いまして、人々の意識や生活環境が著しく変化をしております。人と動物とのかかわり合い方も、一昔前とは大きく変わっております。

しかし、我が国では、欧米諸国に比べまして、動物飼育につきまして、社会的なルールが未成熟でありまして、また、動物の取扱等に関する制度も十分に現状を反映したものであるということになっておらず、なかなか問題の多いことだと思っております。

こうした中で、委員の皆様には、それぞれの御経験等を踏まえ、多角的に御検討いただき、猫の適正飼育推進策及び動物取扱業者の指導育成策についての答申、そしてまた、貴重な御提言をお示しいただきましたことは、誠に意義深いことであると、心から感じておる次第でございます。

本日、ちょうだいいたしました答申は、まさに人と動物が共生できる社会づくりに向けまして、21世紀の動物行政を推進してまいります上で、大変な、重要なよりどころとなるものと確信をいたしております。今後、東京都といたしましては、可能な限り、答申の内容の実現に努めてまいりたいと考えているところでございます。引き続き、委員の皆様方の御指導、御支援を心からお願いする次第でございます。

終わりに当たりまして、委員の皆様方の御尽力に重ねて感謝を申し上げますとともに、今後一層、お元気で御活躍いただきますように心から念じまして、あいさつとさせていただきます。

皆様、どうもありがとうございました。

会長

ありがとうございました。

なお、青島知事は、公務の都合によりまして、ここで退席されることを御了承いただきたいと存じます。

知事

まことにありがとうございました。

(青島知事退席)

会長

それでは、本日の審議会は、これをもちまして終了いたします。

去る平成10年7月に、知事から意見の諮問を受けまして、実質8カ月という極めて短い期間の審議をもちまして、本日、知事あて答申をすることができましたことにつきまして、会長として感謝の念にたえません。これも、座長を初め、小委員会において、両答申の作成に御尽力いただいた委員の皆様方、並びに本日お集まりの委員の方々の熱心な御審議によるものと厚く御礼申し上げます。

動物保護の問題は、先ほど来御指摘がありますように、この10年、15年の間で、大きく国民の意識が変わりまして、非常に社会の強い関心を集めるに至ったと思います。それでまた、御承知のとおり、現代という時代が、後から見ますと、恐らく大きな転換の時代になっていると思いますが、動物保護の分野でも、現在、政党関係等でいろいろ改正の動きがあるというふうに聞いております。

また、地方分権の推進、それに伴って、各地方公共団体がその独自の個々の事情に基づいて、条例でいろいろ住民の生活について規定するという面が広がってくるのではないかと思います。動物保護の分野でも、おそらく今後、各地方公共団体の条例の役割というのは今まで以上に高まってくると思います。その中で、今回、非常にレベルの高い答申を出すことができたということは、各分野を代表されます識見の高い委員さん方の非常な御努力によるということと、また、事務当局が、特に「飼い主のいない猫」というような問題について焦点を当てて、周到な事前調査をいただいた、こういう二つの要素が相まって、こういうふうな答申に結実したのではないかと思います。この機会に、もう一度、改めてお礼を申し上げます。

それでは、これをもちまして、本審議会を閉会いたします。

ありがとうございました。